

## ラオスにおける職業あっせん業について

2026年4月7日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 経緯

2023年に「職業紹介法」が制定されました（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご覧ください）。また、2022年3月25日付で「職業あっせんサービス事業者の管理に関する労働社会福祉大臣合意（No.1050）（以下「旧合意」）」が発行されています。



旧合意においては、外資参入を直接的に禁止する規定は存在しないものの、職業あっせん事業に関する外資の参入については慎重な姿勢が示されている内容となっていました（詳細は弊所[ニュースレター](#)をご参照ください）。

その後、労働社会福祉省は、旧合意に代わる「職業あっせんサービス事業者の管理に関する労働社会福祉大臣合意（No.850）（以下「新合意」）」を2026年3月11日付で発令し、同年4月25日より施行される予定です。

新合意では、外資の参入を新たに制限する規定は特段設けられていないものの、職業あっせんサービスの質の向上を目的とした制度設計へと見直しがなされています。特に、登録資本金の引き上げ及び事業の評価制度を通じて、安定的なサービス提供が可能な事業体の確保に重点が置かれていると考えられます。

以下では、旧合意からの主な改正点を中心に解説いたします。

### 2. 政府の方針について

旧合意では、政府は「ラオス国籍の個人および法人」に対して職業あっせん事業を奨励する旨の記載がありました。

これに対し、新合意では当該政府方針に関する記載は削除されています。

### 3. 職業あっせん事業許可証の取得要件について

#### （1）事業許可証の取得要件について

旧合意と新合意の主な相違点は以下のとおりです。

新合意においては、マネージング・ダイレクターに関する個別要件が緩和される一方で、職業あっせん事業の実施に必要な資金、人材および設備等の確保に重点が置かれる内容となっています（新合意第6条）。

	新合意	旧合意
1	マネージング・ダイレクターのラオス国籍であること及び法的な能力があること	ラオス国籍であること
2	削除	マネージング・ダイレクターが25歳以上であること
3	削除	マネージング・ダイレクターが高等専門学校を卒業していること
4	削除	マネージング・ダイレクターが健康であること
5	削除	マネージング・ダイレクターに犯罪歴がないこと
6	登録資本金が十分にあること（詳細は、下記4で説明）	登録資本金及び保証金が準備できること
7	削除	自身（マネージング・ダイレクター）が事業許可証の取得申請をすること
8	破産していないこと	同左
9	少なくとも2年のあっせん業に関連する技能、経験を有する人材が少なくとも2名いること	事業経験があること及び事業に必要な人材がそろっていること
10	経済技術分析報告書及び事業計画書があること	詳細な雇用計画と事業計画があること
11	削除	労働社会福祉省から職業あっせん事業の試用事業許可を得ている法人は、優遇する
12	技能開発訓練所又は標準的な技能開発施設との協定を有すること	－
13	マネージング・ダイレクターの過去3年間の事業活動歴があること	－

## （2）事業許可証の発行手続きについて

旧合意では、事業許可取得に先立ち、計画投資省のワンストップサービスにおいて投資許可を取得する必要がありました。

しかしながら、2025年に計画投資省が財務省に統合されたことに伴い、投資許可の取得は不要となりました。

新合意では、事業許可申請書を労働社会福祉省の職業あっせん局に提出し、書類審査の完了後10日以内に、労働社会福祉大臣により事業許可証が発行される手続きに変更されています（新合意第8条）。

#### 4. 登録資本金及び保証金について

登録資本金の額は大幅に引き上げられています。

一方、保証金については、新合意において具体的な金額に関する規定は削除されていません（新合意第6条）。

業種	資本金/回転資金	
	新合意	旧合意
国内職業あっせん業	10億キープ以上 (約730万円)	1億キープ
国内及び国外職業あっせん業	50億キープ以上 (約3650万円)	20億キープ

業種	保証金	
	新合意	旧合意
国内職業あっせん業	規定なし	2,000USD以上
国内及び国外職業あっせん業	規定なし	20,000USD以上

#### 5. 職業あっせん業に対する評価制度について

旧合意では、本格的に職業あっせん業を行う前に試験的にサービスを提供する試用制度（原則1年間）が規定されていましたが、新合意では当該制度は廃止されています。

これに代えて、新たに職業サービス事業者の運営状況について、業務の効率性および有効性の観点から評価する制度が導入されました。労働社会福祉大臣は、職業あっせん管理局の局長または副局長を委員長とし、関係部局の部長を委員とする評価委員会を設置します。

評価は年 1 回実施され、その結果は点数に基づき以下の 4 段階で示されます。評価結果は事業許可証の更新と連動しており、その有効期間にも影響を及ぼします（新合意第 31 条）。

評価	点数	事業許可証更新後の有効期間
とても良い	90 点から 100 点	3 年
良い	70 点から 80 点	2 年
普通	50 点から 60 点	1 年
悪い	50 点以下	事業の一時停止（1 年以内）

以 上

#### 〈注記〉

本資料に関し、以下の点をご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野 里美）



#### 藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出口系企業に対して各種サポートを行う